

2020年8月25日

## 第6回：グレーターベイエリア・海南自由貿易港

## 1. 大湾区（グレーターベイエリア）構想

## ① 大湾区構想とは

粵港澳大湾区とは、香港、マカオ、広東省 9 市（広州市、深セン市、珠海市、仏山市、惠州市、東莞市、中山市、江門市、肇慶市）を対象区域として、2035 年までに、該当地域を、世界的に優良なベイエリアに成長させることを目標とする構想。

⇒ 2020 年が基礎構造整備、2025 年が経済効果発揮、2035 年が大経済圏完成の期限となっている（三段階目標）。

## ② 大湾区構想実施会議での決定

大湾区構想の実施会議（北京において開催）では、以下の様な内容が決定されている。

## 1) 2019 年 3 月 1 日

香港・マカオ居民に対する優遇税制の提供。183 日ルール（個人所得税課税ルール）の緩和。香港・マカオ居民（青年）に対する起業基地の建設。起業研修補助金、家賃補助金、起業支援手当等。

⇒ 香港・マカオと、広東省の人材交流活性化により、経済連携を強め、共同发展させる。

その後、財政部・税務総局 2019 年第 34 号が公布され、当日中の入出国（24 時間に満たない入出国）は、中国滞在日数にカウントしない事が規定された。広東省と香港・マカオ居民の往来促進の一環と理解できる。

⇒ 従来の 183 日ルール（非居住者の個人所得税課税ルール）のカウントは、入出国日を双方 1 日とカウントするのに対して、34 号により、双方カウントしない事になった。

## 2) 2019 年 11 月 7 日

香港・マカオに対する 15 項目の優遇措置（概要以下）が決定。

- ・香港・マカオ居民が大湾区で不動産を購入時の「勤務証明、個人所得税納付証明、社会保険納付証明など」の提出を免除。

⇒ 2006年より、外国人（香港、マカオ居民を含む）の中国不動産購入は禁止されており、例外的に購入できるのは、中国で就業する個人の住居用住宅1戸購入（その際、上記の証明書が必要）。香港・マカオ居民に付いては、その制限が緩和される。

- ・本土と香港・マカオ居民の相互越境理財商品購入の利便化促進。
- ・香港・マカオ永久居民証を保有する外国人に対して、大湾区（9市）で起業、就業する際の、2～5年居留許可を発行。
- ・薬品と医療機器の輸入許可制限の緩和。
- ・その他

### ③ 大湾区構想に伴う個人所得税優遇

「粵港澳大湾区個人所得税優遇政策に関する通知（財税[2019]31号）」では、2019年1月1日～2023年12月31日までの時限優遇措置として、個人所得税の優遇措置の提供を規定。また、「粵港澳大湾区個人所得税優遇政策の完遂に関する通知（粵財税[2019]2号）」では、2019年の優遇措置を、以下の通り規定（2019年の実施状況を見て、2020年以降の優遇措置を別途公布予定）。

#### 1) 優遇内容

特定外国人に対して、実質15%の個人所得税率を適用する。

⇒ 個人所得税法に基づいて課税するが、納入済みの個人所得税が、課税所得額の15%を超える部分に付いては、相当する補助金を支給する（補助金は、非課税所得）。

#### 2) 対象となる所得

給与所得、役務提供所得、原稿料、特許料、経営収入、人材招聘プログラム等で支給される補助金、特別報酬等。

#### 3) 日本人の適用

香港・マカオ居民以外の外国人（日本人など）でも、A類に該当する個人で、広東省対象地域9市で就労している場合は、優遇適用対象。

## 2. 海南自由貿易港

「海南自由貿易港建設総体方案」が、2020年6月1日に公布された。概要は以下の通り。

### ① 発展計画

総体方案では、2025年までに貿易・投資の自由化と利便化を進め、自由貿易港体系の初期的な建設を行い、2035年までに一層の発展を実現する事を規定している。

### ② 優遇税制

#### 1) 企業所得税

海南自由貿易港で、実質的な経営を行う奨励分類企業に対しては、15%の企業所得税率の適用が認められる。

⇒ 企業所得税率の標準税率は25%であるため、10%の軽減を意味する。

#### 2) 個人所得税

高級人材・緊急必要人材に付いては、最高税率15%の個人所得税率が適用される。

⇒ グレーターベイエリアの優遇と同様。

#### 3) 税関管理

全島を税関特別区域（保税区域）にし、関税ゼロ化が計画されている。

⇒ 開始時点では一部の輸入貨物に対する輸入段階課税（関税・増値税・消費税）を免除。その後、島内の簡易課税制度が整備された後、全ての輸入貨物に対して輸入関税を免除。

#### ● 島内の生産型企业

海南自由貿易港で保税輸入された貨物について、中国本土（島外）に移送された場合、輸入段階課税が行われる。但し、海南自由貿易港の奨励分類企業が、輸入原材料を使用して加工した貨物に付いて、30%以上の付加価値が付いている場合、島外・中国内企業が購入する際の輸入関税は免除される（増値税・消費税は、税法に基づき徴収）。

#### ● 保税物流機能

海外から海南自由貿易港に入港し、積み替え、仕分・混載を行った後、他地域に運送する中継貨物に付いては、保税措置の対象となり、税関手続が簡便化される。

海南自由貿易港で保管される暫定保管貨物は、保管場所を自由に選択することができ、保管期限の制限はない。

⇒ 島内が巨大な保税区域になる（海南島の面積は 3.3 万km<sup>2</sup>で、九州より若干小さい程度）。輸送網の発達が実現すれば、中継港として、香港の機能を代替できる。

### ③ 外貨管理

島内では、外債（対外借入）管理の総量規制撤廃が実施される。

また、貿易決済に関する銀行審査は、事前審査ではなく事後審査が実施されるなど、決済の迅速性テスト措置が実施される。

### ④ 産業政策

観光業、現在サービス業、ハイテク産業が重点育成業種となる。

⇒ 付加価値電気通信、オンラインのデータ処理、基礎電気通信業務など、規制が厳しい分野における自由化に期待。

また、重点育成分野に関して、11 か所の産業園が設置される。

● 観光業（陵水黎安国際教育創新試験区）、現代サービス業（海口江東新区、海口総合保税区、三亜中央ビジネス区、博鳌樂城国際医療観光先行区）、ハイテク産業（洋浦経済開発区、海口国家ハイテク産業開発区、三亜崖州湾科技城、文昌国際航天城、海南エコソフトウェア団地、復興城インターネット情報産業団地）。

### ⑤ 離島免税

離島免税離島免税制度は、2011 年から導入されているが、免税範囲が、現在の一人当たり年間 3 万元から、10 万元に引き上げられた。

離島免税政策は、中国本土からの国内旅行者が、島内の特定商店で物品を購入した場合、離島時に、免税措置（実際には税金還付措置）を認めるもの。

#### <規制緩和の経緯>

- ・ 2011 年：1 回あたり 5,000 元以内（島民は年 1 回、非島民は年 2 回）で免税政策を実施。
- ・ 2012 年：1 回あたりの金額を、5,000 元から 8,000 元に引き上げ。
- ・ 2018 年：島民・非島民の区別なく、（1 回毎の金額制限ではなく）免税購入額を、年間 3 万元とした。
- ・ 2020 年：年間免税金額を、10 万元に引き上げ。

## ⑥ 海南自由貿易港と香港

海南自由貿易港建設計画が発表された際、香港代替（アフター香港）を目的としているのではないかとの論調が主流であった。

香港の重要産業は、金融、物流、販売、観光。

海南自由貿易港は、金融面に付いては、現時点では、インパクトがある規制緩和措置が提示されていない。

⇒ 金融機能を代替するのであれば、既に、金融・IT 都市として発達している深圳、若しくは、香港を超える規模の証券取引市場を持つ上海を指定するのが自然。

よって、金融面の代替機能は期待されていないものと推測される。

一方、保税政策は、非常にドラスティック。香港の物流機能を海南自由貿易港にシフトする可能性は有る。また、加工貿易の発展も期待できる。

⇒ 交通網（船便）の整備がポイント。それが追い付いてくるかどうか。

グレーターベイエリア計画（広東省・香港・マカオ）と連動して、香港機能が大きく分散されていく事が予想される。更に、国際空港ハブなどの政策も織り込まれている事から、ASEAN との連携（投資、加工貿易の連携、貿易等）が、今後進む可能性がある。

以上